

# 同窓会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、富山高等専門学校本郷キャンパス同窓会（愛称：ほんごう会）と称する。

(本 部)

第 2 条 本会の本部は、富山高等専門学校本郷キャンパス内に置く。

(支 部)

第 3 条 本会は、必要に応じ支部を置く。支部に関しては別に定める。

(目 的)

第 4 条 本会は、会員相互の親睦、母校の発展をはかり、学術の進歩と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 会員名簿及び会報の発行。
- (3) 母校及び会員相互の連絡に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業。

## 第 2 章 会 員

第 6 条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 正 会 員 富山高等専門学校本郷キャンパス学科卒業生及び専攻科修了生
- (2) 準 会 員 富山高等専門学校本郷キャンパスの在校生
- (3) 特別会員 富山高等専門学校本郷キャンパスの教職員及び旧教官
- (4) 名誉会員 本会对し特に功労があり、理事会の推薦による者
- (5) 賛助会員 賛助会員は、次に掲げるものとする。
  - ①本会の準会員であったもので第 1 号に該当しない者。
  - ②本会の趣旨に賛助される者で、理事会が推薦した者。

## 第 3 章 役 員

(構 成)

第 7 条 本会には、次の役員を置く。

- |           |       |         |               |
|-----------|-------|---------|---------------|
| (1) 名誉会長  | 1 名   | (5) 理 事 | クラス代表者及び支部代表者 |
| (2) 会 長   | 1 名   | (6) 監 事 | 2 名           |
| (3) 副 会 長 | 2 名   | (7) 顧 問 | 若干名           |
| (4) 常任理事  | 10名以内 |         |               |

(任 務)

第 8 条 各役員は、次の任務を有する。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長不在又は執務不能のときは、その任務を代行する。
- (3) 常任理事 会長、副会長と共に常任理事会を構成し、本会の運営に当る。
- (4) 理 事 各クラス又は支部を代表し、理事会において本会運営の必要事項を審議、決定する。
- (5) 監 事 本会の資産及び運営の状況を監査する。

(選 出)

第 9 条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 名誉会長 富山高等専門学校長を推す。
  - (2) 会 長
  - (3) 副 会 長
  - (4) 常任理事
- } 理事会において正会員中より選出する。
- (5) 理 事 理事の選出は次の通りとする。
    - ①各クラスより 1 名選出する。
    - ②各支部より 1 名選出する。
  - (6) 監 事 理事会において正会員中より選出する。
  - (7) 顧 問 理事会の推薦により会長が委嘱する。

(任 期)

第 10 条 役員任期は、3 年とする。但し、再選を妨げない。

## 第 4 章 理 事 会

(種 類)

第 11 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

(構 成)

第 12 条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事及び監事よりなる。

(任 務)

第 13 条 各クラス及び支部相互の連絡をはかり、本会運営のすべての必要事項を審議、決定する。

(定時理事会)

第 14 条 定時理事会は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算、決算
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の改廃
- (5) その他の必要事項

(臨時理事会)

第 15 条 臨時理事会は、次により会長が招集する。

- (1) 会長が、必要と認めたとき。
- (2) 理事会構成員の 3 分の 1 以上の要求があったとき。

(開催の通知)

第 16 条 会長は、原則として、開催日より 7 日以前に期日、場所、議案等を理事会構成員に通知しなければならない。

(決議)

第 17 条 理事会の決議は、本会則に別段の定めある場合を除くほか、理事会出席者の過半数で議決する。可否同数のときは、議長が決する。

(議長)

第 18 条 議長には会長があたる。

## 第 5 章 常任理事会

(構成)

第 19 条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事よりなる。

(任務)

第 20 条 常任理事会は、本会運営の全ての必要事項を協議し、処理する。

(招集)

第 21 条 常任理事会は、会長が招集する。

(開催の通知)

第 22 条 会長は、原則として、開催日より 7 日以前に期日、場所、議案等を常任理事会構成員に通知しなければならない。

## 第 6 章 総 会

(種類)

第 23 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(定時総会)

第 24 条 定時総会は、会員の親睦を目的に原則として毎年 11 月 3 日（文化の日）に開催し、会長は、会務の報告をなすものとする。

(臨時総会)

第 25 条 臨時総会は、次により会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会構成員の 3 分の 1 以上の要求があったとき。

(開催の通知)

第 26 条 会長は、開催日より 15 日以前に期日、場所等を会員に通知しなければならない。

2 前項の通知は、下記の各号によりそれぞれその通知に替えるものとする。

- (1) 正 会 員 ……各クラス代表者への通知
- (2) 準 会 員 ……学生会長への通知
- (3) 特別会員 ……学校長及び事務部長への通知
- (4) 名誉会員
- (5) 賛助会員

## 第 7 章 会 計

(経 費)

- 第 27 条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。
- (1) 会 費
  - (2) 寄 付 金
  - (3) その他の収入
- 但し、第 2 号、第 3 号に該当する収入を受け入れる場合は、理事会の議決を必要とする。

(会 費)

- 第 28 条 正会員、準会員及び賛助会員は次の会費を納めなければならない。
- (1) 正会員の終身会費は、1 万 5 千円とする。
  - (2) 準会員は、卒業までに前号の会費を納入する。
  - (3) 第 6 条第 5 号①に該当する賛助会員の終身会費は、準会員の資格を失うまでに納入した会費とする。
  - (4) 第 6 条第 5 号②に該当する賛助会員の終身会費は 1 万 5 千円とする。

(会費の徴収)

- 第 29 条 会費の徴収方法については別に定める。

(会費の不返却)

- 第 30 条 一度納入された会費、寄付金等は返却しない。

(会計年度)

- 第 31 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

## 第 8 章 慶 弔

- 第 32 条 本会の会員に関する慶弔規則を理事会の議決により別に定める。

## 第 9 章 会 則 の 改 正

- 第 33 条 会則の改正は、理事会出席者の 3 分の 2 以上の賛成によらなければならない。

## 第 10 章 雑 則

(連絡事項)

- 第 34 条 本会の会員は、住所、姓名、勤務先等変更のつど、本会の本部に連絡するものとする。

(事務職員)

- 第 35 条 本会の庶務、会計等を処理するため、事務職員を置くことができる。

- 第 36 条 本会の運営その他の必要な事項については、理事会の議決により別に定める。

**附 則**

この会則は、昭和44年3月21日より施行する。

**附 則**

この会則は、昭和47年8月1日より施行する。

**附 則**

この会則は、昭和50年4月1日より施行する。

**附 則**

この会則は、昭和52年12月1日より施行する。

**附 則**

この会則は、平成7年11月3日より施行する。

**附 則**

この会則は、平成22年6月26日より施行する。

以上